

# いわて介護現場サポートセンター 介護テクノロジー試用貸出実施要領

## 1 目的

介護サービスを提供する事業所または施設(以下「介護事業所」という。)に介護テクノロジーの試用貸出を行い、実際の機器に触れ活用を体験してもらうことにより、介護テクノロジーの普及と介護事業所の業務負担の軽減を促進し、ケアの質向上を目的とする介護現場の業務改善・業務効率化の取組を支援することを目的とする。

## 2 貸出要領

### (1) 貸出対象者

岩手県内の介護事業所とする。

### (2) 貸出対象とする介護テクノロジー

厚生労働省が作成する「介護ロボットの試用貸出リスト」に掲載されている機器とする。

[186297-令和6年度\\_試用貸出リスト.indb](#)

### (3) 貸出期間・貸出台数・費用負担

#### ・ 貸出期間

令和8年2月28日までの2週間から1ヶ月以内とする。

#### ・ 貸出台数

1事業所1機器とする。

#### ・ 費用負担

いわて介護現場サポートセンター(以下「センター」という。)から開発企業への謝金の支払いを行い、介護事業所は無償とする。なお、謝礼単価は貸出機器1機器あたり3万円(税込)を上限とする。

### (4) 貸出手続き

① 試用貸出を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、「試用貸出申込書」(別紙様式1)によりセンターへ申請する。

なお、申請の受付は毎年度1月末をもって終了とする。

#### ② 貸出決定

ア. センターは、申込書を受理した後、内容を精査し、適切と認める場合は当該介護テクノロジーの開発企業へ取次ぎを行う。

イ. 取次ぎ後は、開発企業と申請者間で貸出に係る詳細の調整を行う。調整後は、開発企業は、「試用貸出決定書」(別紙様式2)により、貸出の決定をセンターに通知する。

#### ③ 貸出終了後

ア. 申請者は、試用貸出終了後「試用貸出アンケート」(別紙様式3)を遅滞なくセンターに提出する。

イ. 開発企業は、試用貸出終了後「謝金支払請求書」(別紙様式4)及び「謝金振込口座確認票」(別紙様式5)をセンターに提出する。

ウ. 上記アのアンケートを確認した後センターは、開発企業へ謝金を支払う。

(5) その他

この介護テクノロジー試用貸出実施要領に定めるもののほかセンターの代表者が別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和7年5月30日から施行する。